

関係各位

岐阜県中学校体育連盟
会長 古田 隆洋

令和5年度 岐阜県中学校体育連盟主催大会 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加規程

- この「令和5年度 岐阜県中学校体育連盟主催大会 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加規程」は、「令和5年度全国中学校体育大会における地域スポーツ団体等の大会参加に対する各競技部の方向性について（確定・訂正）（R4. 12. 7）」及び「令和5年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加特例における競技部細則（R5. 2. 5）」を基に作成した、岐阜県中学校体育連盟の各競技部の参加規程である。
- この規程は、日本中学校体育連盟 競技部細則の変更に伴い、必要に応じて加筆、修正するものとする。

R5・3・17 現在

競技部	地域クラブ活動の出場について	令和5年度全国中学校体育大会における地域スポーツ団体等の大会参加に対する各競技部の方向性について（確定・訂正）（R4. 12. 7）	令和5年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加特例における 競技部 細則（R5. 2. 5）	岐阜県中学校体育総合体育大会への地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）参加規程
1 陸上競技	県大会から出場	<p>◎5年度大会から参加。</p> <p>①細則について～ 特例の（3）として「全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則」及び（4）「全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則」を追加する。 （3）全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則に在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体（地域クラブ等）の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も在籍している学校が所在する都道府県より参加する。リレーは、登録メンバー全員が同一学校に所属している場合に限り、団体（地域クラブ等）の所属で参加することができる。複数の種目（リレーを含む）に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。 （4）全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則 在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体（地域クラブ等）の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も在籍している学校が所在する都道府県より参加する。登録メンバー全員が同一学校に所属している場合に限り、団体（地域クラブ等）の所属で参加することができる。複数の所属から出場することはできない。</p> <p>②登録について ・都道府県中体連の加盟については都道府県の実態に応じて判断する。 ※競技部で決定しない。</p> <p>③日本陸連登録について ・学校より出場する場合は従来どおりとする。 ・地域スポーツ団体より出場する場合には団体が日本陸連に登録する等、団体が組織として確立していること。 ・二重登録可←二重登録をなくして欲しい・年度途中での登録をなし等の意見もあるので要検討。</p>	<p>特例の（3）として「全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則」及び（4）「全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則」を追加する。 （3）全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則 在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体（地域クラブ等）の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も在籍している学校が所在する都道府県より参加する。リレーは、登録メンバー全員が同一学校に所属している場合に限り、団体（地域クラブ等）の所属で参加することができる。複数の種目（リレーを含む）に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。 （4）全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則 在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている団体（地域クラブ等）の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も在籍している学校が所在する都道府県より参加する。登録メンバー全員が同一学校に所属している場合に限り、団体（地域クラブ等）の所属で参加することができる。複数の所属から出場することはできない。</p>	<p>・岐阜県内の中学校に在籍する生徒において、岐阜陸上協会に登録している地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の所属で参加できる。リレーは、登録メンバーが同一学校に所属している場合に限り、団体（地域クラブ活動）の所属で参加することができる。</p> <p>・複数の所属から参加することはできない。また、上位大会につながる場合（通信陸上・県大会・東海大会・全国大会）は、同一の所属で参加すること。</p>
2 水泳競技	県大会から出場	<p>◎5年度大会から参加。</p> <p>1. 地域スポーツ団体等からの参加要件 （1）地域スポーツ団体等が（公財）日本水泳連盟への団体登録が完了していること。また、同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること。 （都道府県中学校体育連盟への登録の方法および登録費は、それぞれの中体連の方針による） （2）地域スポーツ団体等の登録所在地の都道府県から参加すること。できない場合は学校から参加すること。 （3）地域スポーツ団体等で全国中学校水泳競技大会につながる予選大</p>	<p>1. 地域クラブ活動からの参加要件 （1）地域クラブ活動が（公財）日本水泳連盟への団体登録が完了していること。また、同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること。 （都道府県中学校体育連盟への登録の方法および登録費は、それぞれの中体連の方針による） （2）地域クラブ活動の登録所在地の都道府県から参加すること。できない場合は学校から参加すること。 （3）地域クラブ活動で全国中学校水泳競技大会につながる予選大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。 （4）全国中学校水泳競技大会につながる予選大会（郡市大会等も含む）の申</p>	<p>地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の大会参加に対する方向性 （1）地域スポーツ団体（地域クラブ）で出場する場合、岐阜県中学校運動部活動指針（平成31年3月岐阜県教育委員会）及び、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁）の規定を遵守していること。 （2）地域スポーツ団体（地域クラブ）は日本水泳連盟の団体登録を完了している。</p>

		<p>会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。</p> <p>(4) 全国中学校水泳競技大会につながる予選大会(郡市大会等も含む)の申込締切から本大会終了まで出場団体の変更はできない。</p> <p>(5) 全国中学校水泳競技大会の要項にしたがうこと。</p> <p>2. その他 在籍中学校もしくは地域スポーツ団体等のどちらから参加するかは、生徒(選手)および保護者の意向を尊重すること。</p>	<p>込締切から本大会終了まで出場団体の変更はできない。</p> <p>(5) 全国中学校水泳競技大会の要項にしたがうこと。</p> <p>2. その他 在籍中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかは、生徒(選手)および保護者の意向を尊重すること。</p>	<p>(3) 在籍中学校もしくは地域スポーツ団体(地域クラブ)、のどちらから出場するかは、生徒(選手)および保護者の意向を尊重すること。ただし岐阜県外の地域スポーツ団体(地域クラブ)に所属している生徒(選手)は、原則、在籍中学校で出場をすること。</p> <p>(4) 全国中学校水泳競技大会につながる予選大会(地区大会等も含む)の申し込みから本大会終了まで所属の登録変更はできない。</p> <p>(5) 地域スポーツ団体(地域クラブ)から出場する場合は、必ず大会運営に協力すること。なお、帯同競技役員は、役員資格を保有しているものが相応しい。</p>
3 バスケットボール	<p>地区大会から出場</p> <p>・岐阜地区 ・東濃地区 ・飛騨地区</p> <p>は市大会から出場</p>	<p>◎令和5年度大会の参加について</p> <p>地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等については、都道府県中体連及び都道府県中体連バスケットボール部が確認を行ったうえで出場を許可する。</p> <p>今後、日本バスケットボール協会との協議において、47都道府県バスケットボール協会における予選導入ができるようになった場合は、参加条件の変更もありえる。</p> <p>令和6年度大会の地域スポーツ団体等の参加については、バスケットボール部細則を設けたうえで、大会参加を認める。予選会への参加形態に関しては、各都道府県の実情に合わせたものとするが、基本的には都道府県バスケットボール協会が地域スポーツ団体等の独自の予選大会を開催したうえで、代表チームを都道府県大会レベルから中体連の既存大会に参加させる(令和5年度都道府県新人大会については、都道府県の実情に合わせて参加)。</p>	<p>※この細則は、必要に応じて毎年修正・改良を行う事とする。</p> <p>令和5年度地域移行スポーツ団体出場に関しては、以下の場合の出場を認める。なお、団体が大会参加を希望する場合には、都道府県中学校体育連盟及び、都道府県中学校体育連盟バスケットボール部が条件を満たしているか協議のうえで参加を認める。</p> <p>【出場を認めるスポーツ団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体(※1) ・地域移行の受け皿となっているスポーツ団体(※2) <p>※1 運動部活動の地域移行等に関する実践研究・実証事業の対象地区が該当する。ただし、地区は該当していてもバスケットボール部が対象になっていない地区は該当しない。これとは別に、各市区町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。</p> <p>※2 単独校での活動が困難であるなどの理由で日常的に活動が持続されており、複数校の生徒が参加する形態で活動している団体を意味する。あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象としているため、複数校から一部の選手のみ選抜された形でのスポーツ団体を意味するものではない。また、このような団体(前述の地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体を含む)は各市区町村予選から参加することになるため、市区町村の助成金等を使って大会運営を行うことから、該当市区町村以外の地区からの選手参加は認めない(私立中学校とは別の扱いとする)。</p>	<p>出場資格 次の(1)(2)を満たしたチーム</p> <p>(1) 各地区大会で選抜された中学校所属の男・女各16チーム</p> <p>(2) 合同チームを含む従来の部活動のチーム及び、地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等のチーム</p> <p>ただし、地域移行スポーツ団体等については、日本中学校体育連盟バスケットボール部の確認事項に則り、次の(ア)～(ウ)を満たすことを出場の条件とする。</p> <p>(ア) 地域移行モデル地区や各市区町村が主導で地域移行を進めている地区の地域移行スポーツ団体及び、単独校での活動が困難であるなどの理由で日常的に活動が持続されており、複数校の生徒が参加する形態で活動しているスポーツ団体であること。</p> <p>(イ) 岐阜県中体連バスケットボール部が行う希望調査の際に、部活動チームとしてではなく、地域移行スポーツ団体等として出場の意思を示したチームであること。</p> <p>(ウ) 岐阜県中体連バスケットボール部が条件を満たしていることを確認し、出場を許可したチームであること。</p> <p>※ 地域移行スポーツ団体等は、複数校から一部の選手のみ選抜された形でのスポーツ団体を意味するものではない。そのため、同中学校の生徒が複数のチームに分かれて出場することはできない。また、このような団体は、各市区町村予選から参加することになるため、市区町村の助成金等を使って大会運営を行うことから、該当市区町村以外の地区からの選手参加は認めない。</p>
4 サッカー	<p>地区大会から出場</p> <p>・東濃地区 ・飛騨地区</p> <p>は市大会から出場</p>	<p>◎5年度大会から参加。</p> <p>①地域スポーツ団体等(運営団体・母体となるクラブ)としてU-15 チームがクラブユース連盟へ登録していないこと。(※クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、いずれのU-15 チームおよびセカンドチームも出場できない)</p> <p>②学校団体ではない場合は、JFA へのチーム登録をしていること(得られる効果：クラブユース連盟への加盟有無確認ができる)</p>	<p>① 地域クラブ活動(運営団体・母体となるクラブ)としてU-15 チームがクラブユース連盟へ登録していないこと。(※クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、いずれのU-15 チームおよびセカンドチームも出場できない)</p> <p>② 学校団体ではない場合は、JFA へのチーム登録をしていること</p> <p>③ 日本中体連が定める参加資格条件を満たすこと。</p>	<p>・各地区大会で選抜された16チーム(地域クラブ活動の参加については、U-15 チームがクラブユース連盟に加盟していないことが条件。)</p>

		<p>③日本中体連が定める参加資格条件を満たすこと。 【中体連加盟外チームが全中参加する際の想定フロー】 (①JFA へのチーム登録申請 ※未登録の場合のみ) ①チーム所在地の都道府県中体連へ登録/認定申請 <申請項目で必要と思われる事項> ・都道府県中体連に加盟/認定希望(全中に出たい)のチームの名称・JFA チーム登録番号・誓約サイン(クラブユース連盟加盟有無等の偽り防止などを目的) ※セカンドチーム等が出場することへの対策としてJFA チーム登録番号の情報を取得することで、都道府県クラブユース連盟やFA への照会・調査が可能となる。 ↓ ②都道府県中体連は同県のクラブユース連盟(または必要に応じて都道府県サッカー協会)に取得したJFA チーム登録番号を照合依頼 → クラブユース連盟に加盟していないかを確認 ↓ ③当該チーム(および運営団体・母体となるクラブ)がクラブユース連盟に加盟していないことを確認でき、中体連加盟/認定条件を満たせば参加可能。</p>		
5ハンド ボール	<p>地区大会から出場 ・岐阜地区 ・飛騨地区 は市大会から出場</p>	<p>◎5年度から参加。 大会 ハンドボール大会への参加についての細則(内規) ○参加条件 ・都道府県中学校体育連盟に登録していること。(登録費については各都道府県中学校体育連盟の判断による。) ・チーム・個人が日本ハンドボール協会に登録していること。(各大会および予選大会(地区大会含む)への参加申し込み時にはチーム・選手共に登録が完了していること。二重登録は認めない。) ・参加地区は、日本ハンドボール協会への登録の際にチームの所在地を入力した場所とする。 (例):代表者が神奈川県横浜市で登録するとチーム登録は横浜地区となる。 ・チームは日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。また、指導者は(公財)日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていない者であることにする。 ・スポーツ庁・各都道府県の自治体のガイドラインを遵守していること。「2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日の設定」を遵守。(平日の活動日数及び時間、土日の活動時間等はチーム所在地教育委員会のルールに準ずることなど) ・地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする。(1団体から複数チームの参加は不可とする。) ・合同チームについては、日本中学校体育連盟の規定に準ずる。(令和4年改訂予定) ・日本協会が主催する全国クラブ大会および予選大会(地区大会含む)に参加した場合は中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会および予選大会(地区大会含む)への出場は認めない。 ・クラブチームで各都道府県中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合、必ず代表者は、生徒の所属する学校長に参加することを連絡し、承諾をえること。(書面通知・書式の指定なし)</p>	<p>1 都道府県中学校体育連盟に登録していること。(登録費については各都道府県中学校体育連盟の判断による。) 2 チーム・個人が日本ハンドボール協会に登録していること。(各大会および予選大会(地区大会含む)への参加申し込み時にはチーム・選手共に登録が完了していること。二重登録は認めない。) 3 参加地区は、日本ハンドボール協会への登録の際にチームの所在地を入力した場所とする。 (例):代表者が神奈川県横浜市で登録するとチーム登録は横浜地区となる。 4 チームは日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。また、指導者は(公財)日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていない者であることにする。 5 スポーツ庁・各都道府県の自治体のガイドラインを遵守していること。「2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日の設定」を遵守。(平日の活動日数及び時間、土日の活動時間等はチーム所在地教育委員会のルールに準ずることなど) 6 地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする。(1団体から複数チームの参加は不可とする。) 7 合同チームについては、日本中学校体育連盟の規定に準ずる。(令和4年改訂予定) 8 日本協会が主催する全国クラブ大会および予選大会(地区大会含む)に参加した場合は中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会および予選大会(地区大会含む)への出場は認めない。 9 クラブチームで各都道府県中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合、必ず代表者は、生徒の所属する学校長に参加することを連絡し、承諾をえること。(書面通知・書式の指定なし) 10 責任がある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなど、万全の事故対策を立てておくこと。(クラブに所属する生徒は怪我等があってもスポーツ振興センターの災害共済給付は適用されない。) 11 都道府県における予選会(地区大会含む)となる全ての大会において、競</p>	<p>地域スポーツ団体等(地域クラブ活動) の参加について確認事項</p> <p>「岐阜県中学校総合体育大会開催基準」に下記を補足し、参加基準とする。</p> <p>1 チーム・個人が日本ハンドボール協会に登録していること。 (予選大会へ参加申し込み時には登録が完了していること。二重登録は認めない。)</p> <p>2 参加市町村は日本ハンドボール協会へのチーム登録の際にチームの所在地を入力した場所とする。</p> <p>3 チームは日常的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。また、指導者は(公財)日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていないものであることにする。指導者資格とはJSP0のスタートコーチ、コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4を指す。または、岐阜県教育委員会主催 地域指導者育成研修受講者とする(県大会までの適応)。</p> <p>4 スポーツ庁・岐阜県及び各市町村の平日や休日の活動に関するガイドラインを遵守していること。</p> <p>5 地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする。 1団体からの複数チームの参加は認めない。</p> <p>6 合同チームの参加は日本中体連及び岐阜県中体連の規定に準ずる。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・引率は責任がある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなど、万全の事故対策を立てておくこと。(クラブに所属する生徒は怪我等があってもスポーツ振興センターの災害共済給付は適用されない。) ・都道府県における予選会(地区大会含む)となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。 <p>○大会に(中学校体育連盟主催)参加した場合に守るべき条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県中学校体育連盟ハンドボール専門部の規則・運営方法に承諾した上での参加すること。 ・予選への参加のタイミング(地区・都道府県より)は各地区で異なるが、各都道府県中学校体育連盟のハンドボール専門部の規則・運営方法に準ずること。(大会参加打合せ等に必ず参加し状況に応じて大会運営にも協力すること) <p>○移籍について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移籍に関しては、日本協会の規定に基づいて可能だが、全中及び全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会(地区大会含む)にエントリーした時点で他方の大会への出場は認めない。 <p>(例) 予選に負けた時点でチーム移籍した場合、チームでの活動は認めるが、移籍先のチームが勝ち上がっていても大会はエントリー不可であり出場は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 上記の条件を満たさない、または参加条件に虚偽があった場合は参加を取り消す場合もある。 ★ この内規は、スポーツ庁、日本中体連、および日本ハンドボール協会より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、都度情宣する。 ★ チーム、選手の大会参加について疑義が生じた際は、日本中体連ハンドボール競技部において審議し、決定及び通達をする。 	<p>技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。</p> <p>12 大会に(中学校体育連盟主催)参加した場合に守るべき条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県中学校体育連盟ハンドボール専門部の規則・運営方法に承諾した上での参加すること。 ・予選への参加のタイミング(地区・都道府県より)は各地区で異なるが、各都道府県中学校体育連盟のハンドボール専門部の規則・運営方法に準ずること。(大会参加打合せ等に必ず参加し状況に応じて大会運営にも協力すること) <p>13 移籍について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移籍に関しては、日本協会の規定に基づいて可能だが、全中及び全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会(地区大会含む)にエントリーした時点で他方の大会への出場は認めない。 <p>(例) 予選に負けた時点でチーム移籍した場合、チームでの活動は認めるが、移籍先のチームが勝ち上がっていても大会はエントリー不可であり出場は認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 上記の条件を満たさない、または参加条件に虚偽があった場合は参加を取り消す場合もある。 ★ この内規は、スポーツ庁、日本中体連、および日本ハンドボール協会より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、都度情宣する。 ★ チーム、選手の大会参加について疑義が生じた際は、日本中体連ハンドボール競技部において審議し、決定及び通達をする。 	<p>7 日本ハンドボール協会が主催する全国クラブ大会とその予選大会に参加した場合は、岐阜県中学校体育連盟が主催する中学校総合体育大会には出場を認めない。</p> <p>8 クラブチームで中学校総合体育大会に参加する場合は、代表者は必ず生徒の所属する中学校長に参加することを連絡し、承諾をえること。(書面通知)</p> <p>9 責任がある代表者・指導者が生徒を引率すること。また事故発生時に備え、傷害保険等に加入するなど、万全の事故対策を立てておくこと。</p> <p>10 県大会及びその予選会となる地区大会・市大会に競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。</p> <p>11 移籍する選手に関しては、日本ハンドボール協会の規定に基づいて移籍は可能だが、全中及び全国クラブ大会とその予選大会に出場した時点で、中学校総合体育大会への参加を認めない。</p> <p>12 「岐阜県中学校総合体育大会規定」に記載してある通り、県大会に出場する選手は、岐阜県内の中学校に所属する生徒とする。</p> <p>13 この確認事項については、必要に応じて加除修正するものとする。</p>
6 軟式野球	<p>地区大会から出場</p> <p>・岐阜地区 ・飛騨地区</p> <p>は市大会から出場</p>	<p>◎5年度大会から参加。</p> <p>【軟式野球部参加規定細則】</p> <p>中体連主催の大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うこと。</p> <p>(1)日本中体連が示した参加規定を遵守している。</p> <p>(2)継続的に活動し、都道府県軟式野球連盟に加盟している。</p> <p>(3)指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。</p> <p>①日本スポーツ協会公認コーチ1(軟式野球)</p> <p>②日本スポーツ協会公認コーチ3(軟式野球)</p> <p>③BFJ公認野球指導者基礎I(U-15)</p> <p>※監督の保有を必須とするが、保有していない場合には、代表者、コーチのうち最低1名の保有を必須とする。</p> <p>(4)大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。</p> <p>※審判員については、「一般財団法人全日本野球協会 アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。</p>	<p>中体連主催の大会に参加を希望する地域クラブ活動は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うこと。</p> <p>1 日本中体連が示した参加規定を遵守している。</p> <p>2 継続的に活動し、都道府県軟式野球連盟に加盟している。</p> <p>3 指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。</p> <p>①日本スポーツ協会公認コーチ1(軟式野球)</p> <p>②日本スポーツ協会公認コーチ3(軟式野球)</p> <p>③BFJ公認野球指導者基礎I(U-15)</p> <p>※監督の保有を必須とするが、保有していない場合には、代表者、コーチのうち最低1名の保有を必須とする。</p> <p>4 大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。</p> <p>※審判員については、「一般財団法人全日本野球協会 アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学校部活動チームと同じように、郡市大会(地区大会からスタートの地区は地区大会)から参加することとする。 ・なお、参加資格の詳細は、『地域スポーツ団体参加の特例(別紙)』を参照すること <p>※全国規定(R4・12・22)</p> <p>中体連主催の大会に参加を希望する地域クラブ活動は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うこと。</p> <p>1. 日本中体連が示した参加規定を遵守している。</p> <p>2. 継続的に活動し、都道府県軟式野球連盟に加盟している。</p> <p>3. 指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。</p> <p>①日本スポーツ協会公認コーチ1(軟式野球)</p> <p>②日本スポーツ協会公認コーチ3(軟式野球)</p> <p>③BFJ公認野球指導者基礎U15</p> <p>④岐阜県教育委員会主催 地域指導者育成研修受講者とする(県大会までの適応)。</p> <p>※監督の保有を必須とするが、保有していない場合には、代表者、コーチのうち最低1名の保有を必須とする。</p> <p>4. 大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保</p>

				している。 ※審判員については、「一般財団法人全日本野球協会アマチュア野球規則委員会公認3級審判員」以上の保有を必須とする。
7 体操競技	県大会から出場	◎5年度大会から団体戦・個人戦ともに参加。ただし、団体参加の場合はすべての選手が同一校に在籍していることを条件とする。今後、体操競技部の細則を示す。 令和6年度大会については、団体戦参加条件は付さないようにしていく。	<p>1 大会参加について</p> <p>(1) 令和5年度から団体・個人ともに参加を認める。ただし、団体での参加の場合は団体選手の全員が同一学校に在籍していることを条件とする。</p> <p>(2) 予選大会への参加は、地域クラブ活動の都道府県中体連登録住所、および都道府県体操協会加盟住所からの参加を認める。</p> <p>(3) 都道府県大会までの予選大会の方法については、参加団体と個人の人数の都合など都道府県の実態に応じて行う。例えば次の方法が考えられる。 ①方法1：市区町村予選大会から学校登録生徒と一緒に参加する。 ②方法2：県大会に学校と地域クラブ活動の出場枠を設け、別々に予選を実施して県大会を行う。</p> <p>(4) ブロック大会、全国大会への団体出場枠について、大会の趣旨を考慮し以下の制限を設ける。 ①都道府県にブロック大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がいない場合には地域クラブ活動登録団体から補充する。 1枠の都道府県については優勝団体とする。 ②ブロックに全国大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がいない場合には地域クラブ活動登録団体から補充する。1枠のブロックについては優勝団体とする。</p> <p>(5) 地域クラブ活動が団体として大会参加をする場合、クラブに所属していない同一校の他の生徒が学校団体として団体を組み大会に参加することはできない。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。</p> <p>2 都道府県中体連登録について</p> <p>(1) 都道府県体操協会に加盟していることを条件とし、都道府県中体連への登録を行う。登録については都道府県中体連の登録要項に従う。</p> <p>(2) 登録は、地域クラブ活動の所在地で行う。加盟する体操協会と同一都道府県とする。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようにする。</p> <p>(2) 都道府県の予選会となる全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部に準じる役職に就くこともあり得る。</p> <p>(3) 全ての大会において中体連体操専門部の規則、運営方針を尊重し、指示に従うこと。</p> <p>(4) 予選大会を含む全ての大会において、参加条件・申請内容に虚偽が判明した場合には参加を認めない。</p> <p>(5) 都道府県中体連登録以降に転校や地域クラブ活動を移籍する場合、予選大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。</p> <p>(6) 転校や地域クラブ活動移籍後の大会参加について、全国大会終了後に関し</p>	<p>1 大会参加について</p> <p>(1) 令和5年度から団体・個人ともに参加を認める。ただし、団体での参加の場合は団体選手の全員が同一学校に在籍していることを条件とする。 →岐阜県も同様。</p> <p>(2) 予選大会への参加は、地域スポーツ団体等の都道府県中体連登録住所、および都道府県体操協会加盟住所からの参加を認める。 →R5年度については、東海ブロックでは、在籍中学校の都道府県の大会に出場することになっている。 ※中学校：岐阜県 地域スポーツ団体等：岐阜県 の場合 岐阜県大会に地域スポーツ団体等として出場することができる。 ※中学校：三重県 地域スポーツ団体等：岐阜県 の場合 岐阜県大会に地域スポーツ団体等として出場することはできない。</p> <p>(3) 都道府県大会までの予選大会の方法については、参加団体と個人の人数の都合など都道府県の実態に応じて行う。例えば次の方法が考えられる。 ①方法1：市区町村予選大会から学校登録生徒と一緒に参加する ②方法2：県大会に学校と地域スポーツ団体等の出場枠を設け、別々に予選を実施して県大会を行う。 →岐阜県は①方法1で開催する。</p> <p>2 都道府県中体連登録について</p> <p>(1) 都道府県体操協会に加盟していることを条件とし、都道府県中体連への登録を行う。登録については都道府県中体連の登録要項に従う。 →地域クラブ活動のコーチ等が岐阜県中体連のHPから様式をダウンロードし、岐阜県中体連登録及び当該生徒の所属校長に報告できるようにする。</p>

			<p>ては都道府県中体連体操専門部の判断に委ねる。</p> <p>(7) 一緒に活動する団体を複数の地域スポーツ団体として都道府県中体連に登録することはできない。</p> <p>(8) 複数の地域クラブ活動が一つの団体として都道府県中体連に登録することはできない。</p> <p>(9) 地域クラブ活動として中体連主催の大会に参加する場合には、当該生徒の所属校長に報告をすること。都道府県中体連から指示がない場合には、書面で通知する（書式任意）。</p> <p>(10) 体操競技部細則については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。</p>	
8 新体操	県大会から出場	<p>◎5年度大会から団体戦・個人戦ともに参加。ただし、団体参加の場合はすべての選手が同一校に在籍していることを条件とする。</p> <p>令和6年度大会については、団体戦参加条件は付さないようにしていく。</p>	<p>地域クラブ活動より全国中学校体育大会を含む予選大会に出場する場合は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うことを条件とする。</p> <p>(1) 日本中学校体育連盟が示した参加規程を遵守している。¥</p> <p>(2) 継続的に活動し、日本体協協会の所属団体及び指導者の登録をしている。</p> <p>(3) 予選大会は地域クラブ活動の都道府県中体連および都道府県体操協会の登録住所からの参加を認める。</p> <p>※ 所属団体の所在地と登録する都道府県は同じであることとする。</p> <p>(4) 予選大会は選手の所属学校または選手の所属する地域クラブ活動の都道府県から出場できる。重複して異なる地域からの出場は認めない。地域クラブ活動の場合は、加盟した都道府県より出場できる。</p> <p>(5) 予選大会のエントリーは監督及び選手は一人につき一所属とする。</p> <p>※1 選手は所属クラブと在籍学校の重複エントリーはできない。同所属からのエントリーのみ個人、団体の両方に出場することができる。</p> <p>※2 予選大会の監督は上記(2)の登録を済ませている者で、他の所属の監督としては予選大会に参加できない。</p> <p>(6) 令和5年度の団体選手は全員が同一学校に在籍していることを条件とする。</p> <p>(7) 団体の出場については、各所属から1チームのみとする。同一中学校からの部活動とクラブチームの2チーム出場は、同じ学校から2チームとみなすことができるため出場は不可とする。</p> <p>(8) 地域クラブ活動の出場を認めた全ての大会において、競技役員や審判員などの運営上必要な人員を派遣しなければならない。</p> <p>(9) 予選大会において、参加条件、申請内容等に虚偽があった判明した場合には参加を認めない。</p>	<p>地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加にあたっての確認事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本中体連が示した参加規程を遵守している。 2. 継続的に活動し、指導者が日本体操協会及び岐阜県体操協会に指導者の登録をしている。 3. 岐阜県内の中学校に在籍していて、岐阜県内のクラブチームに所属している。 4. 団体については、選手全員が岐阜県内の同一学校に在籍していること。 <p>その他、競技部の細則に準ずる。</p>
9 バレーボール	<p>地区大会から出場</p> <p>・岐阜地区</p> <p>・東濃地区</p> <p>・飛騨地区</p> <p>は市大会から出場</p>	<p>◎5年度大会から参加。</p> <p>確認事項《概略版》</p> <p>※この確認事項は、毎年修正・改良を行う事とする。</p> <p>○ 全国大会(予選会)に参加できる地域スポーツ団体(クラブチーム)</p> <p>下記の条件を全て満たしているチームとする。</p> <p>◆日本中体連からの発信「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格の特例」に記載されている内容を網羅していること。</p> <p>◆JVA-MRS にチーム登録されていること。</p> <p>◆所在地が明確であること。</p> <p>◆年間を通じて、日常持続的(週単位)に練習している場所と所在地が一致していること。</p> <p>◆JSP0 公認の指導者資格を有する者が指導に当たっていること。</p> <p>※但し、～2025 年令和 7 年 3 月 31 日までの期間は資格取得期間とする。</p>	<p>[1] 全国大会と全国大会につながる予選に参加できるチーム</p> <p>④各都道府県中学校体育連盟に登録された、公私立中学校バレーボール部。</p> <p>⑤各都道府県中学校体育連盟に登録され、各都道府県の教育委員会あるいは市区町村の教育委員会で取り決めたルールに従って編成された公私立中学校バレーボール合同チーム。</p> <p>⑥地域スポーツ団体(クラブチーム)</p> <p>※中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された地域スポーツ団体の参加は認めない。</p> <p>[2] 地域クラブ活動(クラブチーム)</p> <p>①～⑨の全ての条件を満たすこと</p> <p>① (公財) 日本中学校体育連盟からの発信『令和5年度からの全国中学校体育大会への地域クラブ活動の参加条件について「全国中学校体育大会開催基準 9 引率監督 参加資格の特例」』に記載されている内容を網羅していること。</p>	<p>地域スポーツ団体等（地域スポーツ活動）の参加についての確認事項</p> <p>この確認事項は毎年、修正・改良するものとする。「岐阜県中学校総合体育大会開催基準」に下記を補足し、参加資格とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 岐阜県中体連、及びその予選となる地区大会に参加できる生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県中体連に登録された、公私立中学校バレーボール部に所属する生徒 ・地域クラブ活動に所属する中学生（地域クラブ活動に所属し、岐阜県中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。岐阜県に在住している中学生に限る。）

	<p>◆成人の指導者が常時指導に当たっていること。 ◆募集要項やホームページ等で公募していること。 ◆JVA-MRS の個人登録が完了していること。 ◆チームや団体として規約があること。 ◆各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。</p> <p>○地域スポーツ団体(クラブチーム)の大会参加認定について ◆認定者…下記の2団体の何れかが認定する。</p> <p>○各都道府県中体連バレーボール専門部 ○各都道府県中体連</p> <p>○各都道府県バレーボール協会 ◆認定方法…下記の2点を審査する。</p> <p>○JVA-MRS でのチーム登録</p> <p>○各都道府県中体連からの様式による「登録申込書」の提出 ◆申込期間…各都道府県が設定した期間とする。 この申請は毎年更新する。←更新期間は各都道府県の実情により変わる</p> <p>○大会出場について ◆全ての選手・スタッフは、各都道府県大会予選より全国大会まで、一人同一1チームの登録とし、二重の登録はできない。 ◆各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。○○A・○○Bは認めない。</p> <p>○選手の移籍について ◆公立中学校については、従来通り転校により移籍とする。 ◆地域スポーツ団体については、各都道府県の中体連バレーボール競技部が設定した期間の登録申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、地域スポーツ団体については認定者の認定があればこの限りではない。</p>	<p>②JVA-MRS のチーム登録が完了していること。 ③所在地が明確であること。 ④募集要項やホームページ等で公募していること。 ⑤年間を通じて、日常持続的(週単位)に練習している場所と所在地が一致していること。資格を有する者が指導に当たっていること。</p> <p>※但し、～2025 年令和 7 年 3 月 31 日までの期間は資格取得期間とする。</p> <p>⑥JSP0 公認の指導者成人の指導者が常時指導に当たっていること。 ⑦チームや団体として規約があること。 ⑧JVA-MRS の個人登録が完了していること。 ⑨各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。</p> <p>[3] 地域スポーツ団体(クラブチーム)の大会参加にむけての中学校体育連盟登録について ① 登録…各自治体によって中学校体育連盟の登録窓口が異なるので確認のこと。 ○各都道府県中学校体育連盟 または ○各都道府県中学校体連バレーボール専門部(地区によっては専門部ではなく競技部という名称)</p> <p>② 認定方法…下記の2点を基本とし審査する。 ○JVA-MRS でのチーム登録 ○各都道府県からの様式による「登録申込書」の提出</p> <p>③ 申込期間…各都道府県中学校体育連盟もしくは中学校体育連盟バレーボール専門部が設定した期間とする。 ※更新期間は各都道府県の実情により異なり、毎年更新するので確認すること。</p> <p>[4] 大会出場について ① 全ての選手・スタッフは、各都道府県大会予選より全国大会まで、一人同一のチームの登録とし、複数のチームから出場することはできない。 ※これに違反した場合は、「当該選手・スタッフは次年度の大会参加は不可」・「本大会の結果を全て無効する」等の罰則が発生する。</p> <p>② 各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。 ○○A・○○Bは認めない。</p> <p>[5] 大会運営について 参加する地域スポーツ団体から、必ず大会の運営役員を選出すること。 今後、各都道府県中学校体育連盟バレーボール専門部内での役職(総務・競技・審判・強化・普及委員会等)に地域スポーツ団体の指導者にも就いていただき、専門部の運営をしていくことになる。</p> <p>[6] 選手の移籍について ① 公立中学校については、転校により移籍とする。 ② 地域スポーツ団体については、各都道府県が設定した期間の登録申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、地域スポーツ団体については認定者の認定があればこの限りではない。</p> <p>[7] その他 ※ 都道府県バレーボール専門部ごとに、大会参加に関する細則を加えることができる。</p>	<p>※全ての選手・スタッフは予選から全国大会まで、一人同一1チームのみの登録とする。 地域スポーツ団体においては、加盟申請後の移籍は認めない。ただし、一家移転などのやむを得ない場合は、認定者の認定があればこの限りではない。</p> <p>2. 岐阜県中体連、及びその予選となる地区大会に参加できるチーム ・岐阜県中体連に登録された、公私立中学校バレーボール部 ・岐阜県中体連の取り決めに従って編成された公私立中学校バレーボール合同チーム ・各市町村が推進する重点校、合同部活動、委任指導が認められたチーム ・地域スポーツ団体主催のクラブチーム ※中学校の部活動チームが大会に参加する場合、同一中学校の生徒のみで編成されたクラブチームの参加は認めない。</p> <p>3. 岐阜県中体連、及びその予選となる地区大会に参加できる地域スポーツ団体の条件 ※参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件をすべて満たすこと。</p> <p>① 岐阜県中学校総合体育大会の参加を認める条件 ア (公財)日本中学校体育連盟・岐阜県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。 イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。 ウ 継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。 エ 『学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月27日スポーツ庁発出)の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日等の設定」を遵守していること。 オ 岐阜県中学校体育連盟に加盟もしくは認定されていること。 カ 予選会となる全ての大会において、運営上必要な事項に協力し、競技役員や審判員としての大会役員として派遣できる指導者がいること。 キ 地域クラブ活動で大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。 ク チーム・選手ともにJVA-MRSに登録されていること。(二重登録は禁止) ケ 所在地が明確であること。年間を通じて、日常持続的(週単位)に練習している場所と所在地が一致していること。 コ JSP0 公認指導者資格を有する者が指導に当たっていること。または岐阜県教育委員会主催 地域指導者育成研修受講者とする(県大会までの適応)。 ※コンプライアンス違反は、JSP0 からの資格失効等の</p>
--	--	---	--

				<p>処分となる。</p> <p>サ 20歳以上の指導者が常時指導に当たっていること。</p> <p>シ 募集要項があり、ホームページ等で公募していること。</p> <p>ス チームや団体等の規約があること。</p> <p>セ チーム発足から半年以上の実績があること。</p> <p>② 岐阜県中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件</p> <p>ア 岐阜県中学校総合体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。</p> <p>イ 岐阜県中学校総合体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること（引率細則は適用する）。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。</p> <p>ウ 岐阜県中学校総合体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。</p> <p>エ 地域スポーツ団体役員の大会派遣旅費については、所属団体に負担すること。</p> <p>オ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。</p> <p>① 参加を認めない場合</p> <p>ア 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。</p> <p>イ 違反した場合は「当該選手・スタッフ・チームは次年度の大会参加は不可」「本大会の結果を全て無効とする」等の罰則が発生する。</p> <p>4. 地域スポーツ団体（クラブチーム）の大会参加認定について</p> <p>・認定者 岐阜県中学校体育連盟 会長</p> <p>・提出書類「加盟申請書」の提出（指定様式） JVA-MRS でのチーム登録</p> <p>・認定方法</p> <p>①提出書類の確認・協会の協力による実態調査</p> <p>②岐阜県中体連会長の認定</p>
10 ソフトテニス	<p>地区大会から出場</p> <p>・岐阜地区</p> <p>・東濃地区</p> <p>・飛騨地区</p> <p>は市大会から出場</p> <p>もしくは地域クラブ活動の出場枠を県大会に設ける。</p>	<p>◎5年度大会から個人戦・団体戦とも参加。 （公財）日本中学校体育連盟参加資格の特例を満たしていること。 （参考 東京都中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加について）</p> <p>◎地域スポーツ団体等に所属中学生</p> <p>1 地域スポーツ団体等に所属し、東京都中学校体育連盟ソフトテニス部の大会に参加を認められた生徒であること。</p> <p>2 東京都中学校体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は以下の条件を具備すること。</p> <p>(1) 東京都中学校体育大会の参加を認める条件</p> <p>①（公財）日本中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、</p>	細則は設けない。	<p>【岐阜県中体連 ソフトテニス競技としての考え方】</p> <p>1. 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）について</p> <p>◎地域スポーツ団体の取り扱いについて</p> <p>A 市町及び教育委員会が運動部活動の地域移行に関わり、取り組みを進めている団体</p> <p>市・群、地区大会（中体連のスタート大会）からの参加を認める</p> <p>※この団体はBとして申請することも可とする。 (重複申請不可)</p>

		<p>それを尊重すること。</p> <p>②生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。</p> <p>③地域スポーツ団体等にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。</p> <p>④『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（平成30年3月スポーツ庁発出）の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日等の設定」を遵守していること。</p> <p>⑤東京都中学校体育連盟ソフトテニス部に加盟し、認定されていること。また、日本ソフトテニス連盟にクラブチームとして登録し、選手も登録をすること。地域スポーツ団体加盟登録用紙を東京都中学校体育連盟ソフトテニス部に提出していること。</p> <p>⑥都大会における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判などの運営上必要な事項に協力すること。</p> <p>⑦地域スポーツ団体等で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。</p> <p>(2) 東京都中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件</p> <p>①東京都中学校体育大会開催基準を守り、出場する大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。</p> <p>②大会申込みは期日を守り提出し、監督会議等には代表者が必ず参加すること。</p> <p>③東京都中学校体育大会に参加に際して、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。</p> <p>④東京都中学校体育大会開催による経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。</p> <p>⑤団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。</p> <p>3 参加を認めない場合</p> <p>① 東京都中学校体育大会参加申し込みの際に、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。</p> <p>② 申込み期日を過ぎたり、監督会議等に代表者が参加できない場合は参加を認めない。</p> <p>*令和4年6月13日に（公財）日本中学校体育連盟が出した、全国中学校体育大会へのスポーツ団体等の参加資格についての文書を確認しておくこと。</p> <p>*この特例は、東京都中学校体育大会の予選会にも適用する。</p>		<p>B A以外のすべての地域スポーツ団体 県中体連7番目の地区として大会へ参加する。</p> <p>2. 大会運営上の参加校数規程の変更</p> <p>今回の基準要項変更に伴う大きな変更点は、県総体参加校の規程についてです。</p> <p>現在参加校数は団体戦については岐阜、西濃、東濃地区が4チーム、可茂地区が2チーム、美濃、飛騨地区が1チームとしています。そこに7番目の地区として地域スポーツ団体(B)の地区を創設し、17チームの参加に変更します。競技方法は、まず単独校の16チームでトーナメント戦を行いベスト4まで決める。後日、ベスト4の学校と地域スポーツ団体(B)でリーグ戦を行い東海大会出場決定戦として扱う。</p> <p>個人戦については、岐阜地区が12ペア、西濃、東濃、可茂地区が8ペア、美濃、飛騨地区が4ペアとしています。そこに地域スポーツ団体(B)を2ペア加え、46ペアの参加に変更します。競技方法は、従来通りトーナメント戦とする。</p> <p>3. 令和6年度以降について</p> <p>令和5年度の案については、令和6年度も同様に行うことは難しいと考えています。地域移行がより進むことで市・群、地区大会が学校団体のみで大会運営することの難しさも出てくることも考えられます。そのため地区においては令和6年度以降に地区大会へも上記A以外の団体が入ることも検討したいと考えています。</p>
11 卓球	<p>地区大会から出場</p> <p>・岐阜地区 ・東濃地区 ・飛騨地区 は市大会から出場</p>	<p>◎5年度から個人戦は特に制限なく参加。 (公財)日本中学校体育連盟参加資格の特例を満たしていること。 団体戦については、地域移行モデル地区や、自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等とする。その判断は都道府県中体連に任せ、6年度大会の参加については、5年度の状況を判断して条件を整備して、すべての地域スポーツ団体等を参加対象とする。</p>	<p>1. 地域スポーツ団体などの参加規定</p> <p>(1) 地域スポーツ団体等の構成員は代表者、事務担当者、指導者、所属中学生とする。所属中学生以外は20歳以上の成人とする。</p> <p>(2) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等は都道府県中体連が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。</p> <p>(3) 地域スポーツ団体等の指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(卓球)を取得していること(令和6年度末までに取得し、資格取得者が必ず1名は在籍していること)</p> <p>(4) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等の構成員は日本卓球協会、各都道府県卓球連盟、各都道府県中体連の登録及び年会費の支払いを行う</p>	<p>第65回岐阜県中学校総合体育大会卓球大会への地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加について各郡市大会または地区大会(その地域のスタート大会)から、地域クラブ活動のチーム名で参加することができる。ただし、参加に際しては以下の条件を満たすこととする。</p> <p>① 共通事項(地域クラブ活動の参加規程)</p> <p>・地域クラブ活動の構成員は、代表者、事務担当者、指導者、所属中学生とする。</p>

			<p>こと。</p> <p>(5) 指導者を除く地域スポーツ団体等の構成員は、他の地域スポーツ団体等に重複して登録できない。</p> <p>(6) 団体戦に参加できる地域スポーツ団体等は学校部活動が地域移行されたスポーツクラブとする。ただし個人戦のみに参加を希望する地域スポーツ団体等に関しては地域移行の証明を求めない。地域移行されたスポーツクラブかどうかの判断は都道府県中体連に任せる。(令和5年度の措置)</p> <p>2. ブロック大会、都道府県大会、地区予選会の参加申し込みの要件</p> <p>(1) 各都道府県体育連盟の判断に任せる。</p> <p>3. 全国中学校卓球大会参加申し込みの要件</p> <p>(1) 監督・指導者(コーチ)・選手(中学生)は当該地域スポーツ団体等の構成員とする。</p> <p>(2) 当該地域スポーツ団体等の構成員が全国大会に出場する際、重複して他の地域スポーツ団体等や中学校の監督・指導者(コーチ)・選手(中学生)になることはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大会への参加を希望する地域クラブ活動は、岐阜県中学校体育連盟が定めた団体登録手続きを、定められた期間内に行い、申請許可を得ていること。また、日本卓球協会及び岐阜県卓球協会へ登録し、加盟金の支払いを行うこと。 ・地域クラブ活動の指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(卓球)を取得していること。(令和5年度4月現在で資格取得していない場合、資格取得登録を行い、令和6年度末までに取得できるようにすること。資格取得していない、もしくは取得登録をしていない場合は、その地域のスタート大会からも出場することはできない。)ただし、その地域クラブ活動の指導者が教員である場合は、その限りではない。 ・岐阜県教育委員会主催 地域指導者育成研修受講者とする(県大会までの適応)。 ・申込に際し、在籍中学校の校長の決裁を受けること。 ・団体戦、個人戦ともに同一チーム名で参加すること。(団体戦は在籍中学校で参加し、個人戦は地域クラブ活動のチーム名で参加するといったように、複数のチームから出場することはできない。また、監督・指導者も含め、他の地域スポーツクラブに重複登録して出場することはできない。) ② 団体戦 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体であること。 ★基本的に、隣接していない学校同士のチームやその学校の一部の選手しか在籍していないようなチームは、上記の解釈に当てはまらないものとして、参加を不可とする。ただし、団体戦に出場しないとして他のクラブチームに在籍している選手がいる場合は除く。 ③ 個人戦 <ul style="list-style-type: none"> ・特に制限なく参加可能とする。 ④ 大会参加について <ul style="list-style-type: none"> ・県大会出場にあたり、その地域のスタート大会(郡市大会または地区大会)から参加し、予選を勝ち抜いて出場権を得ること。 ・団体戦は、地域クラブ活動の所在地(練習拠点地)のスタート大会から参加し、県大会への出場権を獲得する必要がある。 ・個人戦は、選手の在籍中学校のスタート大会から参加し、県大会への出場権を獲得する必要がある。 ・上記により、地域クラブ活動のチーム名での参加選手は、団体戦と個人戦を別々のスタート大会から参加することがあり得るため、大会日程を確認して大会への参加申し込みをすること。
12 バドミントン	地区大会から出場 ・岐阜地区	◎5年度大会から個人戦・団体戦とも参加。 日本中学校体育連盟バドミントン競技部 『地域スポーツ団体等の参加規定』	3 日本中学校体育連盟バドミントン競技部「地域クラブ活動の参加規程」 ア 参加を認める種目 (ア) 男・女団体戦、男・女個人戦(シングルス・ダブルス)とする。	地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加について (1) 地域クラブ活動の参加を認める種目 ①男・女各団体戦: 学校・地域スポーツ団体対抗

<p>・東濃地区 ・飛騨地区 は市大会から出場</p>	<p>1 参加を認める種目 (1) 男・女団体戦、男・女個人戦（シングルス・ダブルス）とする。但し、シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。</p> <p>2 地域スポーツ団体等の要件 (1) 地域スポーツ団体等の構成員は、代表者・事務担当者（日本バドミントン協会・都道府県協会登録の際の管理者）・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人（大会開催年度に20歳以上）とする。 (3) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等は、都道府県中体連が定めた団体登録（加盟もしくは認定）手続きを定められた期間内に行うこと。 (4) 諸事情により団体登録の取り消しや内容の変更が生じた場合は、速やかに都道府県中体連に届けを提出すること。 (5) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等の構成員は、日本バドミントン協会・都道府県協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。 (6) 指導者を除く地域スポーツ団体等の構成員は、他の地域スポーツ団体等に重複して登録はできない。 (7) 地域スポーツ団体等の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること。（取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること） (8) 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名は所属していること。（令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること）</p> <p>3 ブロック大会・都道府県大会・地区予選会の参加申込の際の要件 (1) 各主催中学校体育連盟の判断に委ねる。</p> <p>4 全国中学校バドミントン大会の参加申込の際の要件 (1) 監督・マネージャー（生徒）・外部指導者（コーチ）、個人戦入場許可申請者（成人）は、当該地域スポーツ団体等の構成員（代表者・事務担当者・指導者・所属中学生）とする。 (2) 当該地域スポーツ団体等の構成員（代表者・事務担当者・指導者）が、全国大会に出場する際、重複して他の地域スポーツ団体等や中学校の監督・マネージャー（生徒）・外部指導者（コーチ）、個人戦入場許可申請者（成人）になることはできない。</p>	<p>(イ) シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。</p> <p>イ 地域クラブ活動の要件 (ア) 地域クラブ活動の構成員は、代表者・事務担当者（日本バドミントン協会・都道府県協会登録の際の管理者）・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人（20歳以上）とする。 (イ) 大会への参加を希望する地域クラブ活動は、都道府県中体連が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。 (ウ) 諸事情により団体登録の取り消しや内容の変更が生じた場合は、速やかに都道府県中体連に届けを提出すること。</p> <p>ウ 地域クラブ活動の構成員 (ア) 所属中学生 1) 当該年度の夏季全国大会出場につながる大会（地区大会、都道府県大会、ブロック大会等）に出場できるのは、一人1競技1回のみである。 2) 登録している地域クラブ活動から出場するか所属校から出場するかを選択する。 3) 所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域クラブ活動から出場することは可能である。 4) 夏季全国大会出場につながる最初の大会への出場後の移籍変更はできない。 (イ) 指導者を除く地域クラブ活動の構成員は、他の地域クラブ活動に重複して登録はできない。 1) 一大会（地区予選会と都道府県大会はそれぞれ一大会とする）において重複して他の地域クラブ活動や中学校の監督・マネージャー（生徒）・外部指導者（コーチ）、個人戦入場許可申請者（成人）として登録することはできない。 2) 指導者は複数の地域クラブ活動に登録が可能のため、一大会（地区予選会と都道府県大会はそれぞれ一大会とする）ごとに、登録済みの他の地域クラブ活動や学校の監督・外部指導者（コーチ）、個人戦入場許可申請者（成人）としての登録は可能である。 (ウ) 中学校の教職員が、地域クラブ活動の構成員（代表者・管理者・指導者）になることは可能である。</p> <p>エ 協会登録について (ア) 大会への参加を希望する地域クラブ活動の構成員は、日本バドミントン協会・都道府県協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。 (イ) 協会登録の際の注意点 1) 「団体登録申請書」において、 ・代表者：協会登録の際に協会登録システム上の『代表者』として位置づける ・事務担当者：協会登録の際に協会登録システム上の『管理者』として位置づける 2) 協会登録する際に、当該地域クラブ活動に登録できるのは中学生のためのため、当該地域クラブ活動の代表者・事務担当者は、重複して他の地域クラブ活動において代表者・事務担当者登録や中学生登録はできない。 3) 指導者は、複数の地域クラブ活動において「団体登録申請書」上の登録をすることは可能である。</p> <p>オ 『指導資格を有する指導者』の資格要件について (ア) 地域クラブ活動の指導者は、日本バドミントン協会公員資格（3級以上）を取得していること。（取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること）</p>	<p>②男・女各個人戦（シングルス・ダブルス）：個人対抗 *シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。</p> <p>(2) 大会出場に向けて登録（加盟もしくは認定手続き） ①日本バドミントン協会への指導者・選手の登録 ②岐阜県中学生バドミントン連盟への団体登録及び選手登録</p> <p>※『「全国中学校体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」 ◎地域クラブ活動に所属する中学生』の条件を具備すること。</p> <p>※別紙資料1 ※②は日本バドミントン協会・岐阜県バドミントン協会の会員登録を済ませて行うこと。 ※地域クラブ活動の指導者は、日本バドミントン協会公認審判資格3級以上の取得をしていること。 ※令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格保持者が最低でも1名所属していること。令和8年度からは必ず資格保持者が所属していること。 ※地域クラブ活動の構成員は、代表者・事務担当者・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は成人（20歳以上）とする。 ※所属中学生は「県内在学及び在住」の中学生に限る。 ※中学校及び地域クラブ活動「団体登録申請書」の内容に変更が生じた場合は、速やかに「団体登録変更届」を岐阜県中学生バドミントン連盟に提出すること。 ※団体登録及び選手登録は中体連に出場する全チーム及び全選手が登録すること。</p>
-------------------------------------	---	--	--

			<p>(イ) 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(バドミントン)資格所持者が最低1名は所属していること。(令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること)</p> <p>カ ブロック大会・都道府県大会・地区予選会の参加申込の際の要件</p> <p>(ア) 各主催中学校体育連盟の判断に委ねる。</p> <p>キ 全国大会参加申込の際の要件</p> <p>(ア) 監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)は、当該地域クラブ活動の構成員(代表者・事務担当者・指導者・所属中学生)とする。</p> <p>(イ) 当該地域クラブ活動の構成員(代表者・事務担当者・指導者)が、全国大会に出場する際、重複して他の地域クラブ活動や中学校の監督・マネージャー(生徒)・外部指導者(コーチ)、個人戦入場許可申請者(成人)になることはできない</p>	
13 ソフトボール	県大会に地域スポーツ団体等(地域)スポーツ活動を1チーム設ける。	<p>◎5年度大会から参加。</p> <p>都道府県大会のレベルからとする。中体連登録及び日本ソフトボール協会のチーム登録をしていること。</p> <p>1 全国大会の出場枠数・全国大会への出場に関しては、当面の間、従前の各ブロック出場枠内からの出場とする。今後、日本中体連の「全国大会のあり方の指針」や「参加動向」を踏まえながら検討する。</p> <p>2 地域スポーツ団体等の出場・地域スポーツ団体等の出場は、都道府県大会からの出場とする。ただし、各都道府県の実情に応じて、下部大会からの参加を検討することは差し支えない。</p> <p>・都道府県大会における、地域スポーツ団体等の出場枠数や出場チーム決定方法については、各都道府県の実態に応じて、各都道府県中体連ソフトボール専門委員会が協議し、各都道府県中体連専門委員長が決定する。</p> <p>3 地域スポーツ団体等の扱いについて</p> <p>・「学校部活動から移行した地域部活動」や「休日と平日の扱いが異なるチーム」等については、当面の間、その実施母体や活動状況を各都道府県中体連専門委員長が判断し、学校部活動として扱うこともできるものとする。その場合は、構成が中体連の学校部活動の合同規程を満たしており、学校の教員・部活動指導員等の指導の元での活動であることを条件とする。</p> <p>・今後、都道府県以下の各支部予選からの出場を認めるためにはその支部での年度頭書から1年以上の登録、活動実績があるものとする。</p> <p>4 チーム登録について</p> <p>・予選段階で敗退した選手が、別のチームに中途加入して再出場するのを防ぐため、個人名でのチーム登録を進める。</p> <p>・同一大会で複数のチームの監督・コーチ・引率者等を務めることはできない。</p> <p>・令和5年度は、経過措置としてブロック大会の出場チームの日ソ登録は必須とする。(以下、各支部予選までの登録については、各都道府県で要請していくものとする。)</p> <p>・中体連としての、個人名登録についてのあり方についても検討する。</p> <p>令和5年4月1日 適用</p>	<p>都道府県大会のレベルからとする。中体連登録及び日本ソフトボール協会のチーム登録をしていること。</p> <p>1 全国大会の出場枠数・全国大会への出場に関しては、当面の間、従前の各ブロック出場枠内からの出場とする。今後、日本中体連の「全国大会のあり方の指針」や「参加動向」を踏まえながら検討する。</p> <p>2 地域クラブ活動の出場・地域クラブ活動の出場は、都道府県大会からの出場とする。ただし、各都道府県の実情に応じて、下部大会からの参加を検討することは差し支えない。</p> <p>・都道府県大会における、地域クラブ活動の出場枠数や出場チーム決定方法については、各都道府県の実態に応じて、各都道府県中体連ソフトボール専門委員会が協議し、各都道府県中体連専門委員長が決定する。</p> <p>3 地域クラブ活動の扱いについて</p> <p>・「学校部活動から移行した地域部活動」や「休日と平日の扱いが異なるチーム」等については、当面の間、その実施母体や活動状況を各都道府県中体連専門委員長が判断し、学校部活動として扱うこともできるものとする。その場合は、構成が中体連の学校部活動の合同規程を満たしており、学校の教員・部活動指導員等の指導の元での活動であることを条件とする。</p> <p>・今後、都道府県以下の各支部予選からの出場を認めるためにはその支部での年度頭書から1年以上の登録、活動実績があるものとする。</p> <p>4 チーム登録について</p> <p>・予選段階で敗退した選手が、別のチームに中途加入して再出場するのを防ぐため、個人名でのチーム登録を進める。</p> <p>・同一大会で複数のチームの監督・コーチ・引率者等を務めることはできない。</p> <p>・令和5年度は、経過措置としてブロック大会の出場チームの日ソ登録は必須とする。(以下、各支部予選までの登録については、各都道府県で要請していくものとする。)</p> <p>・中体連としての、個人名登録についてのあり方についても検討する。</p>	<p>地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加について</p> <p>(1) 6月中旬に行われる連盟主催の「県中学生大会(兼全日本・中日本予選会)」において、“上位大会である「全日本大会」「中日本大会」に出場しないクラブチーム”の中で最上位のチームに、中体連岐阜県大会の出場権を与える。</p> <p>(2) 中体連クラブ登録及び日本ソフトボール協会登録をしているチームに限る。また、チーム内に次のいずれかの資格を有する者がいること。</p> <p>① 公認コーチ1~4(公認指導員・上級指導員・公認コーチ・上級コーチ)</p> <p>② 公認準指導員</p> <p>③ 岐阜県教育委員会主催 地域指導者育成研修受講者とする(県大会までの適応)。</p> <p>(3) 「学校部活動から移行した地域部活動」や「休日と平日の扱いが異なるチーム」等については、県ソフトボール専門部での判断により、学校部活動としても扱うことができるものとする。ただし、構成が中体連の学校部活動の合同規定を満たしており、学校の教員・部活動指導員等の指導の元での活動であることを条件とする。</p>
14 柔道	地区大会から出場 ・岐阜地区	<p>◎5年度大会から個人戦と団体戦で参加。</p> <p>中央競技団体の競技者登録(個人、団体ともに)を済ませているチームをクラブチームとして認める。クラブチームの本部を所在地としてエントリー</p>	<p>1 公益財団法人日本中学校体育連盟(以下、中体連)が定めた「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」に記載されている通りの手続きを行い、遵守する。</p>	<p>地域クラブ活動の参加資格特例条件を次の通りとする。</p> <p>・公益財団法人全日本柔道連盟(以下、全柔連)が定めた令和4年度期間内において、各都道府県柔道連盟(協会)</p>

	<p>・飛騨地区は市大会から出場</p>	<p>一させる。選手は団体戦、個人戦ともに、同一クラブチームからのエントリーとする。競技役員としてクラブチームの顧問にも、可能な限りの協力を講じてもらう。大会参加について、中体連の定款や取り決めについて、遵守していただくことが条件となる。</p>	<p>2 全国中学校柔道大会（以下、全中大会）や各ブロック及び各都道府県中学校体育連盟柔道 競技（専門）部（以下地区中体連）主催大会における地域クラブ活動の参加資格特例 条件を次の通りとする。</p> <p>(1) 公益財団法人全日本柔道連盟（以下、全柔連）が定めた令和4年度期間内において、各 都道府県柔道連盟（協会）を通して全柔連に加盟、登録を済ませている。加盟、登録上、届け出をしている所在地の都道府県で参加することができる。</p> <p>① チームとして「団体登録」を済ませている → 団体戦に出場可 ② 競技者として「競技者登録」を済ませている → 個人戦に出場可 ③ 一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更は認めない。 ※ 中学校部活動の場合、転校等による所属の変更について、一部、参加制限がある。</p> <p>(2) 大会の引率、監督、帯同コーチは、全中大会において全柔連公認指導者資格A指導員またはB指導員の資格を有していなければならない。地区中体連主催大会においてはC指導員以上の資格を有していなければならない。</p> <p>(3) 柔道修業期間を6カ月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。</p> <p>3 大会の引率、監督権を有している地域クラブ活動の指導者は、大会参加にあたり、各 地区中体連が主催する説明会や研修会等に、必ず出席しなければならない。</p> <p>4 大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域クラブ活動の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手ともに令和5年度内の参加を認めない。</p>	<p>を通して全柔連に加盟、登録を済ませており、活動実績があること。また、加盟、登録上、届け出を出している所在地の都道府県で参加することができる。</p> <p>ア チームとして「団体登録」を済ませている。 →団体戦に出場可能 イ 競技者として、「競技者登録」を済ませている。 →個人戦に参加可能 ウ 同一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更は認めない。 ※中学校部活動の場合、転校等による所属の変更について、一部、参加制限がある。 エ 生徒の年齢及び終業年限が我が国の中学校と一致している。（中学校に在籍している生徒であること） オ 地域スポーツ団体（地域クラブ活動）として参加できるのは、岐阜県の中学校在籍の生徒に限る。（県外に在籍している生徒は出場できない。） カ 地域スポーツ団体（地域クラブ活動）で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。 キ 団体競技における地域スポーツ団体（地域クラブ活動）での出場は、1チームのみとする。（複数のチームの参加はできない） ク 地域スポーツ団体（地域クラブ活動）から団体戦に参加する場合は、所在地がある各地区大会から参加とする。 また、個人戦においては、郡市大会から参加とする。 参加についての注意事項 ① 大会の引率、監督、帯同コーチは、全国大会やブロック大会において全柔連公認指導者資格A指導員またはB指導員の資格を有していなければならない。地区中体連主催大会においてはC指導員以上の資格を有していなければならない。 ※全国、ブロック大会においては、地域スポーツ団体（地域クラブ活動）から参加する場合、代理監督を出すことはできない。 ② 大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して、虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域スポーツ団体等の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手ともに令和5年度内の参加を認めない。</p>
<p>15 剣道</p>	<p>地区大会から出場</p> <p>・岐阜地区 ・東濃地区 ・飛騨地区は市大会から出場</p>	<p>◎5年度大会から個人戦と団体戦で参加。</p> <p>団体戦については地域移行モデル地区や、自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等とする。既存のスポーツ団体については、6年度大会からはすべての地域スポーツ団体等を参加対象とする。</p> <p>日本中体連の参加規定を満たし、都道府県中体連が出場を認めた団体であることとする。（中央競技団体である全日本剣道連盟では、団体の登録を行っていない。） （大会参加について）</p>	<p>1 地域クラブ活動の参加について以下の細則を設ける。</p> <p>(1) (公財) 日本中学校体育連盟「参加資格の特例」を遵守していること。 (2) 都道府県中体連に登録し、参加を認められていること。 ①団体戦については、地域移行モデル地区や、自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域移行スポーツ団体、地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等とする。 ②個人戦については、所属するスポーツ団体からの参加とする。 ③参加の許可については、都道府県中体連及び都道府県中体連剣道専門</p>	<p>地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）参加について ◎今年度（令和5年度）から個人戦と団体戦で参加。ただし、以下の「令和5年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加の特例（剣道競技部）細則」に準じる。</p> <p>1 地域クラブ活動の参加について以下の細則を設ける。 (1) (公益) 日本中学校体育連盟「参加資格の特例」を遵守していること。 (2) 都道府県中体連に登録し、参加が認められているこ</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・所属する地域スポーツ団体等が登録する所在地の地区中体連の予選会から参加する。 ・監督は、地域スポーツ団体等の指導者とする。 ・年度当初に所属中学校もしくは地域スポーツ団体等のどちらから参加するかを申告する。期間は1年とし、毎年更新する。年度途中で変更することは認めない。 ※総体と新人の2期制で申告することも考えられる。 ※3年間同一団体から参加することが望ましい。 ・団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。(例えば、団体戦は学校から、個人戦は道場からという参加は認めない) ・団体戦・個人戦ともに1人1回のみの参加とする。 ・個人戦の出場枠は地域の実態に応じる。 	<p>部が確認(団体戦については、自治体、教育委員会等から地域移行と認定された団体であること)を行い判断する。</p> <p>(3) 所属する地域クラブ活動が登録する所在地の地区中体連の予選会から参加する。</p> <p>(4) 監督は、地域クラブ活動の指導者とする。</p> <p>(5) 年度当初に所属中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかを申告する。期間は1年とし、毎年更新する。年度途中で変更することは認めない。</p> <p>(6) 3年間同一団体から出場することが望ましい。</p> <p>(7) 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。(例えば、団体戦は学校から、個人戦は地域クラブ活動からという参加は認めない。)</p> <p>(8) 団体戦・個人戦ともに1人1回のみの参加とする。</p> <p>(9) 地域クラブ活動からの出場は、団体戦については1団体1チームのみとし、同一団体から複数チームの参加はできない。個人戦の1団体の出場枠は各大会の規定による。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 上記細則は、令和5年度の規程とし、以降修正を加えることができる。</p>	<p>と。</p> <p>①団体戦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行モデル地区の地域クラブ活動 ・自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動 ・地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動 <p>②個人戦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属する地域クラブ活動からの参加とする。 <p>③参加の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体、教育委員会等から地域移行と認定された地域クラブ活動であること。 ・認定後、年度当初に岐阜県中体連に登録すること。 <p>(3) 所属する地域クラブ活動が登録する所在地の中体連の予選会から参加する。</p> <p>(4) 監督は、地域クラブ活動の指導者とする。</p> <p>(5) 年度当初に所属中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかを申告(登録)する。</p> <p>※(2)③の内容</p> <p>期間は1年間とし、毎年更新する。年度途中で変更することは認めない。</p> <p>(6) 3年間同一団体から出場することが望ましい。</p> <p>(7) 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。(例えば、団体戦は学校から、個人戦は地域クラブ活動からという参加は認めない。)</p> <p>(8) 団体戦・個人戦ともに、1人1回のみの参加とする。</p> <p>(9) 地域クラブ活動からの出場は、団体戦については団体1チーム(予選を勝ち抜いた)のみとし同一団体から複数チームの参加はできない。また、個人戦については、大会要綱の参加資格及び制限に基づき、予選を勝ち抜いた者とする。</p>
16 相撲	県大会から出場	<p>◎5年度大会から個人戦と団体戦で参加。</p> <p>1. 相撲競技部として個人戦、団体戦とも地域スポーツ団体の大会参加を認める。</p> <p>2 地域スポーツ団体の参加においては日本中体連発出の参加資格特例を厳守する。</p> <p>3. 地域スポーツ団体から出場する場合は団体が置かれている都道府県からの参加となる。できない場合は学校から参加すること。</p> <p>4. 地域スポーツ団体から団体戦に出場した場合は、個人戦も地域スポーツ団体の属する地区(都道府県)からの参加とする。</p> <p>例【地域スポーツ団体として東京から団体戦に出場し、個人戦で埼玉から出場することはできない。私立中学校からのエントリーと同じに扱う。また逆もできない。】</p> <p>5. 地域スポーツ団体からの参加については、引率及び監督を以下とする。</p> <p>(1) 地域スポーツクラブから参加する場合は、その責任者の印をもって学校長の公印に替える。</p> <p>(2) 監督は地域スポーツ団体の責任者が命じた指導者として責任者の押印をする。</p> <p>(3) 引率の際に指導者(監督)、保護者が責任をもって引率する。</p> <p>6. 中学校からの参加については現行の規則の変更はない。</p>	<p>1 【参加条件】</p> <p>地域クラブ活動からの参加について以下の条件の下地域クラブ活動からの参加を認める。</p> <p>① 地域クラブ活動においては日本中体連発出の「全国中学校体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例(改定案)」【令4日中体初第309号 令和4年11月14日】を厳守する</p> <p>② 参加資格特例◎(2)①オ【当該協議を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること(登録費については、都道府県中体連の方針による)を厳守する。</p> <p>③ 地域クラブ活動から出場する場合は地域クラブ活動が設置されている都道府県からの参加とする。(できない場合は学校からの参加となる【注意事項※1・※2参照】)</p> <p>④ 地域クラブ活動から団体に出場した場合は個人も地域クラブ活動の地区(都道府県)から参加とする。(逆も同様)</p> <p>⑤ 地域クラブ活動からの参加については引率及び監督を以下のようにする。</p> <p>(1) 地域クラブ活動から参加する場合は地域クラブ活動の責任者の印をもって学校長の公印に替える。</p>	<p>地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)の参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県中学校体育連盟および岐阜県相撲連盟に登録している県内の地域クラブ活動に所属し、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもと活動を行い、その責任者の承認を受けた生徒。(県内中学校に在籍している生徒に限る。)

		<p>(団体戦監督は校長・教職員・部活動指導員とする。外部指導員の監督は不可。団体戦は5の通り)</p> <p>7. 所属部員の多い学校(地域スポーツ団体)がチームを二分して学校と地域スポーツ団体から参加することは可とする。ただし、予選会後に参加した選手の入れ替えはできない。(上記2)</p> <p>8. 運営側は中学校での参加か地域スポーツ団体での参加か移籍や二重登録の有無を確認し、不正があれば再提出を求める。</p> <p>9. 参加資格の特例◎(2)①オを厳守する。また、地域スポーツ団体から出場する場合は、日本相撲連盟に登録をし、参加の際に登録番号と在籍校名を記入する。</p> <p>10. 大会前に急遽地域スポーツ団体を組むのではなく、年度当初に大会を見通して団体申請を行っておき、合同練習を経て選手選考をおこなうよう運用すること。</p> <p>11. 地域スポーツ団体から参加の場合も所属学校名は併記する。</p>	<p>(2) 監督は地域クラブ活動の責任者が命じた指導者として責任者の押印をする。</p> <p>(3) 引率の際は指導者(監督)、保護者が責任をもって引率をする。</p> <p>⑥ 運営側は中学校部活動からのエントリーか地域クラブ活動からのエントリーか、移籍や二重登録の有無を確認し不正があれば再提出を求める。</p> <p>2【注意事項】</p> <p>※1 在籍する中学校のある都道府県内でしか大会出場を認めていない都道府県中体連等の規則がある場合には地域クラブ活動からであっても他県の大会に出場できない。</p> <p>※2 他県の地域クラブ活動に通っている場合で、在籍する中学校のある都道府県中体連が他県の大会への出場を認めている場合や、受け入れる都道府県中体連が他県からの参加を認めている場合は、地域クラブ活動から他県の予選に出場できる(団体・個人とも)。ただし、地域クラブ活動のチームでA県から出場し、個人で地元B県から出場することはできない。私立中学校からのエントリーと同様に扱う。また逆もできない。また、地域クラブ活動から出場する場合、地域クラブ活動からも中体連登録と相撲連盟登録を行う。</p> <p>※3※2の通り、他県の地域クラブ活動から他県の大会に出場できる場合、(ア)所属する地域クラブ活動がその県の中体連にクラブの登録を行っていること。</p> <p>【参加条件②】</p> <p>(イ)地域クラブ活動から出場する選手を明確にしておくこと。(以下※5に補足)(ア)(イ)をもって、他県の選手も含め中体連登録が済んでいるとみなす。</p> <p>※4 地域クラブ活動から出場する場合は(公財)日本相撲連盟に会員登録をし、エントリーの際に登録番号と在籍校名を記入する。</p> <p>※5 地域クラブ活動からエントリーの場合も所属学校名は併記する。</p>	
17 スキー	県大会から出場	<p>◎5年度から参加の方向。</p> <p>・現状も学校名では出場しているが、練習母体は学校部活動ではなく、地域のスポーツクラブやプロコーチの主催するチームである例は多いが、支障なく運営できている。想定される課題として、プロコーチが主催するチームの場合、チーム内には都道府県をまたいで選手がいることから、一人のコーチ(外部指導者)が単一校ではなく複数校及び複数都道府県の選手を引率することになると思われる。</p>	細則は設けない	<p>・全日本スキー連盟にクラブ名で登録している場合、そのクラブから出場できる。その場合、監督、引率役員はクラブから出役する。(県内中学校に在籍している生徒に限る。)</p>
18 スケート	県大会から出場	<p>◎5年度から参加の方向。</p> <p>これまでは、所属中学校名で参加していたが、所属の名称を中学校名でもクラブ名でも可とする。</p> <p>学校対抗については、中学校名で参加した生徒を対象として得点化し、順位を決定する方向で各ブロック長の意見を取り入れ、検討していく。</p>	細則は設けない	<p>地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)で参加する場合</p> <p>①1人2種目以内②リレーの出場なし③申込書には、シード(記録のよい)順に記入する。※競技人口増加を目的としてビギナーズクラスを設ける。</p> <p>・種目は男女とも100mとする。</p>